

消防地第36号  
令和8年1月27日

各都道府県知事  
各指定都市市長

】 殿

消防庁長官

### 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)(以下「消防団等充実強化法」という。)の趣旨を踏まえ、国・地方公共団体の連携・協力を通じて、消防団活動を支える環境整備や、自主防災組織等の活性化など、地域防災を担う消防団及び自主防災組織等の充実強化に向けて様々な施策に取り組んできたところです。

令和7年2月の大船渡市をはじめとする各地での大規模林野火災や、同年11月に発生した大分市での大規模火災において、消防団は、地域住民の命や財産を守るために、被害状況の情報収集、住民への避難の呼びかけや避難誘導、消防隊と連携した消火、残火の確認や処理、夜間の見回りなど、懸命な活動に取り組んでいただきました。また、自主防災組織においても、住民への避難の呼びかけや避難所運営にご尽力いただきなど、地域を支える消防団及び自主防災組織等の役割の重要性が益々認識されたところです。

こうした大規模災害になればなるほど、常備消防のみでは対応できない場合や常備消防の現場到着まで時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団等の力が重要になります。その一方で、消防団員数は令和7年4月1日現在で732,223人と、依然として減少が続いている大変厳しい状況であることから、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の向上など、地域防災力の充実強化に向けてより一層取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、大規模災害等に備えた地域防災力の更なる充実強化に向け、今後、スピード感を持って、重点的かつ強力に取り組んでいただきたい事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、積極的な取組を行っていただくようお願いします。

また、各都道府県知事におかれましては、域内の市町村（消防団を所管する一部

事務組合及び広域連合を含む。) に対して、本通知を周知し、適切に助言されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 大船渡市林野火災等を踏まえた消防団の体制強化

大船渡市林野火災においては、配備されている通信機器が不足していたことや、一部の地域が不感地帯であったために無線機や携帯電話が使用できず情報伝達に支障があった事例、水利確保が困難な山中等において、残火処理に有効な背負い式消火水のうが対応人員に比して相当数不足し対応できなかった事例が確認されたほか、長期間の活動となったことにより交代で対応する必要があったものの、経験が少ない等の理由から対応できる消防団員に限りがあった事例などが確認された。

これらの事例を踏まえ、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和 7 年 8 月 29 日付け消防庁次長通知）において通知しているとおり、消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築や、火災対応に必要な資機材の整備の推進、大規模火災に的確に対処できる体制の強化のほか、消防団と同様に地域防災力の中心的役割を担う自主防災組織等と連携した取組を更に推進し、消防団の更なる体制強化を図っていただきたい。

#### （1）消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

消防隊との連携や分団間の連携を確実に行うため、現場の状況を迅速に情報伝達できる体制を構築する必要があることから、災害対応に必要な人員に応じてトランシーバー等の通信機器の配備を進めていただきたい。

また、電波が通じない状況も想定した対策が必要であるため、山間部など電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、当該地域にも対応した訓練を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図っていただきたい。

なお、山間部など電波が届かない不感地帯の把握や、当該地域に対応した消防団の訓練などの取組については、「消防団の力向上モデル事業」において重点的に支援する予定としているため、取組の実施に当たっては、当該事業の積極的な活用を検討していただきたい。

また、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実に向けては、「消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱の一部改正について（通知）」（令和 7 年 12 月 3 日付け消防地第 748 号。以下「補助金交付要綱改正

通知」という。)において通知しているとおり、「消防団設備整備費補助金」の補助対象資機材に、衛星通信機器（衛星携帯電話、衛星通信トランシーバー、スターリンクを想定したインターネット接続用の可搬式送受信装置）を追加したところであり、令和7年度補正予算で措置された本補助金の活用により消防団の災害対応能力の強化を進めていただきたい。

## (2) 火災対応に必要な資機材の整備の推進

今般の林野火災においては、背負い式消火水のうといった火災対応に必要な資機材が不足するなど、装備の更なる充実の必要性が再認識された。このことを踏まえ、水利確保が必要な山中等において残火処理に有効な背負い式消火水のう、消火水のう用給水器といった資機材の整備など、消防団の災害対応能力の強化につながる装備の一層の充実を図っていただきたい。

なお、消防団の火災対応に必要な資機材の充実に向けては、補助金交付要綱改正通知において通知しているとおり、「消防団設備整備費補助金」の補助対象資機材に、背負い式消火水のう、背負い式消火水のう用給水器のほか、自然水利の確保に有効な低水位ストレーナ及びフローティングストレーナについても追加したところであり、本補助金の活用により消防団の災害対応能力の強化を進めていただきたい。

## (3) 大規模火災に的確に対処できる体制の強化

### ①火災を想定した訓練等の実施

大規模火災発生時において円滑かつ適切な活動が行えるよう、消火・救助技術、迅速な情報収集の方策など、消防団員の知識・スキルの向上や、平時から地元消防本部と連携した体制づくりが必要であることから、地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的に実施していただきたい。その際には、効果的な訓練となるよう、実際の活動における消防団員一人ひとりの役割を確認するとともに、車両や資機材の取扱いについても十分習熟できるような訓練内容の充実を図っていただきたい。

なお、こうした火災想定訓練等の取組については、「消防団の力向上モデル事業」において重点的に支援する予定としており、本事業の積極的な活用を検討いただきたい。

### ②小型車両等の整備推進

訓練内容の充実に向けては、「第1次国土強靭化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に位置づけられた消防団が使用する救助用資機材等が搭載された消防車両の無償貸付事業（以下「無償貸付事業」という。）により、消防団の教育訓練に活用していただくことを目的に消防車両と資機材を無償で貸し付けている。令和7年度補正予算においても無償貸付事業を措置しており、引き続き、迅速な災害対

応のため、狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性の高いオフロードバイクを含む小型車両の整備を推奨している。特に、車両総重量 3.5 トン未満の消防車両及びオフロードバイクについては、林野火災においても、狭隘な山間部への進出を可能とし、迅速な情報収集や消火活動などの災害対応にも寄与する観点から、本事業を活用するに当たっては、これらの利点を十分踏まえるとともに、大規模災害に備えた体制づくりを進めていただきたい。

このほか、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両については、平成 29 年の運転免許制度の改正により、制度改正後に取得した普通免許では当該車両を運転できない消防団員がいることを踏まえ、当該車両を運用している場合は、消防団員による準中型免許の取得を進めていただきたい。

なお、消防団員が準中型免許を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の当該助成については特別交付税措置が講じられているところ、当該助成制度を未導入の市町村にあっては、早期の導入を積極的に実施していただき、既に導入している市町村にあっては、同制度の適切な活用に取り組んでいただきたい。

また、消防団員の準中型免許の取得環境整備に向けては、自動車教習所における消防団員向けの優先講習の設定や自動車教習所から消防学校への指導員の派遣など、地方公共団体が実施する取組について「消防団の力向上モデル事業」の対象としているため、これら取組の実施に当たっては、当該事業の積極的な活用を検討していただきたい。

### ③ドローンを含めたデジタル技術の活用推進

令和 6 年能登半島地震に続き、今般の林野火災においても、消防団員の安全を確保しつつ、広範囲にわたった延焼状況等の情報収集を迅速に実施できるドローンの有効性が再確認されたところであり、消防団におけるドローンの活用を更に推進するとともに、消防団員のドローンの操縦技術の向上を図ることが必要である。

消防庁においては、消防団におけるドローンの活用推進に向け、「消防団設備整備費補助金」により、消防団が使用するドローンや、ドローンからの映像情報を消防庁映像共有システム等にデータ送信する際に活用できるタブレット端末の導入についても支援しているところである。

また、消防団員の操縦技術の向上に向けては、令和 7 年度補正予算において措置している「消防団ドローン・DX 推進事業」（旧：消防団災害対応高度化推進事業）により、全国の消防学校等において、ドローンの操縦講習に加えて、ドローンから伝達された映像を消防庁映像共有システムで共有した捜索活動の講習を実施する予定である。

さらに、消防団員の一等及び二等無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費について特別交付税措置が講じられているほか、「消防団の力向上モデル事業」によりドローンを活用した訓練やアプリをはじめとしたデジタル技術を活用した取組を支援しているところ、これらの支援を積極的に活用し、消防団のドローンを含

めたデジタル技術の活用を積極的に推進していただきたい。

#### ④消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁においては、早期の災害情報の共有を図り、迅速な消防活動を展開し、国・地方公共団体間の災害対応の充実を図るため、消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」を構築している。

本システムは、大規模災害はもとより、風水害等により発生した被害状況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など、消防機関の迅速な対応に有効なシステムであり、特に、消防団による本システムの活用については、「災害時における消防庁映像共有システムを通じた映像情報の共有について（通知）」（令和7年3月21日付け消防総第245号）において依頼しているとおり、地域住民の安全・安心に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要であるため、本システムの活用促進に向け、災害時においても適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、普段からの訓練等にも取り入れるなどの取組を積極的に実施していただきたい。

なお、消防団に本システムの投稿アカウントを配布していない市町村及び消防本部においては、消防団が本システムを活用できるよう速やかに投稿アカウントの配布を行っていただきたい。

#### （4）消防団と自主防災組織等が連携した取組の推進

平時から、消防団と自主防災組織等が連携し、地域住民向けの防災に関する座談会を実施するなど、地域住民と顔の見える関係の構築や防火・防災に関する知識等を共有できるコミュニケーション機会の創出に積極的に取り組むとともに、地域住民を巻き込み、防災士等の地域を支える多様な主体が参画したより実践的な避難訓練を増やすほか、飛び火による火災の防止に関する普及・啓発活動を行うなど、地域住民の防火意識の向上につながる取組を推進し、地域全体で消防・防災体制の強化を図っていただきたい。

消防団と自主防災組織等が連携した地域住民の防火意識の向上につながる取組の実施に当たっては、「消防団の力向上モデル事業」や「自主防災組織等活性化推進事業」の対象としているため、当該事業の積極的な活用を検討していただきたい。

#### （5）消防団拠点施設や資機材の適切な維持管理・更新

##### ①消防団拠点施設の耐震化の推進

「消防団拠点施設の適切な維持管理・更新について（通知）」（令和8年1月23日付け消防地第35号。以下「消防団拠点施設通知」という。）において通知しているとおり、耐震診断・調査や耐震化が未実施の消防団拠点施設については、早急に耐震診断・調査を実施し、耐震化等を積極的に講じていただきたい。

なお、消防団拠点施設の耐震化については、当該施設の耐震診断に要する経費に

について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については「緊急防災・減災事業債」の活用が可能であるため、これらの活用も検討し、計画的に消防団拠点施設の耐震化に取り組んでいただきたい。

### **②水害・土砂災害の恐れがある消防団拠点施設の対策**

消防団拠点施設通知において通知しているとおり、水害・土砂災害の恐れがある消防団拠点施設については、水害・土砂災害時における消防団活動への影響を把握し、資機材の安全管理（高所保管など）や止水板の導入といった対策のほか、水害・土砂災害の危険性が高まった際に必要な措置（車両・資機材の事前退避など）の検討を実施するとともに、建替え時等においては、地域の実情に応じて、可能な限り水害・土砂災害の恐れがない区域への移設・設置を検討いただきたい。

また、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」が未策定の市町村においては、早急に策定に取り組んでいただきたい。

### **③可搬消防ポンプを含む資機材の適切な維持管理・更新**

地域に密着し、即時対応が求められる消防団の資機材については、定期的な点検整備により、当該資機材の性能等の状態を把握し、計画的な更新を行うことが重要である。

特に、可搬消防ポンプについては、部品の供給がない古い可搬消防ポンプが多く配備されていることも踏まえ、「消防団が使用する可搬消防ポンプの適切な維持管理の徹底及び計画的な更新について」（令和7年3月24日付け消防地第298号）において通知しているとおり、可搬消防ポンプの定期的な点検整備の実施や、点検整備を行う消防団員に対する研修の実施、計画的な更新といった適切な維持管理等の徹底に努めていただきたい。

## **2 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組**

### **(1) 報酬等の処遇改善の推進**

消防団員の報酬等については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた。その結果、令和7年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が93.1%となるなど、着実に改善が図られている。いまだ処遇改善に対応していない市町村においては、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたい。

報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和4年8月9日付け消防地第471号）及び「消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について」（令和7年8月8日付け消防地第615号）において通知しているとおり、基準の趣旨を逸脱する不適切な

取扱いを把握した場合は、早急に是正していただきたい。

併せて、消防団運営に必要な公務上の経費(装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等)については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、各市町村において適切な予算措置を講じていただきたい。

## (2) 団員確保に向けた取組の実施

昨今の大規模災害における消防団活動を踏まえると、地域の実情を熟知した消防団員の果たす役割は大きい一方で、依然として消防団員数は減少が続いている、地域防災力の低下が懸念されている。こうした中、消防団員の減少に歯止めをかけ、消防団員の確保を更に進めることが重要であり、このためには、女性や若者などの入団促進をはじめ、消防団員の負担軽減や風通しの良い組織づくりなどの取組を一層推進する必要がある。

消防団員の確保に向けた取組を考えるに当たっては、条例定数と実団員数に乖離がある場合には、地域防災力を維持向上させる観点から、条例定数を満たすよう団員数の確保を強力に推し進めるとともに、組織再編等により条例定数を削減することについては慎重を期すことに十分留意していただきたい。

併せて、消防職員や自衛官などの消防団に親和性の高い関係機関OBの活用を促進するとともに、定年年齢を一律に設定している市町村においては、定年制度の撤廃を図っていただきたい。

また、「消防団員の更なる確保に向けたマニュアルについて」（令和7年1月21日付け消防地第23号）において通知しているとおり、消防団員の更なる確保に向けた各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアル（以下「団員確保マニュアル」という。）を積極的に活用いただきたい。

このほか、女性や若者の更なる入団促進を図る観点から、女性や若者の入団促進を図る取組については、「消防団の力向上モデル事業」において重点的に支援する予定としており、本事業の積極的な活用を検討いただきたい。

なお、入団促進を図る取組を実施するに当たっては、入団者の入団理由を把握・分析し、その入団理由を踏まえて効果的な取組に向けて改善していくことも重要である。

### ①積極的な広報等の実施

団員確保に向けては、女性や若者など幅広い住民の消防団活動に対する理解を深めつつ、入団者の入団理由を把握・分析し、分析結果を広報に反映させることで、実際の入団につなげる取組を実施することが重要である。

消防庁においては、タレントを起用したポスター・リーフレット、PR動画等の広報ツールの制作・配布や、全国の商業施設や大学等での入団促進イベントの実施など、年間を通じた積極的な広報を実施している。効果的な広報を実施するために

は、消防庁及び地方公共団体の間のみならず、地方公共団体間での連携も極めて重要であるため、引き続き、これらの連携を図り、入団促進イベントなどの消防庁の施策を積極的に利用するなど、入団につながる効果的な広報に取り組んでいただきたい。

広報等による入団促進に当たっては、地域に根付いた防災ボランティアや防災士など、防災に関する知識を有する消防団に親和性の高い方々へのアプローチのほか、災害時においては特に要配慮者への配慮は極めて重要であることから、看護学生や自衛官OB等の技能を有する方々へのアプローチも有効と考えられる。こうした方々への入団に向けて、担当部局等と連携しつつ、地域の実情等に応じた積極的な入団促進の取組を講じていただきたい。

また、消防団の魅力を積極的に発信していくことも重要となる。消防団活動の永い歴史を受け継いだ木遣り・梯子乗り・消防まとい等の消防の伝統技術について、地方公共団体が地域のイベント等において披露の場を設ける例や、無形民俗文化財等に指定している例もあり、こうした取組は消防団員の自信と誇りを鼓舞する一助となり、消防団の魅力発信の手法として有効である。これら消防の伝統技術について、各地方公共団体において適切に評価の上、後年への継承について配慮いただくとともに、文化財としての更なる機運醸成も視野に、消防団の魅力の一つとして積極的に発信していただきたい。

## ②負担軽減等の働き方改革の推進

消防団員を更に確保するためには、消防団の活性化につながる取組を実施することが重要であり、消防団員の負担軽減や、全ての消防団員が意見を出し合える風通しの良い組織づくりなど、消防団の働き方改革を進めることが必要である。

消防団員の負担軽減に当たっては、団員確保マニュアルにおいても示しているとおり、会議等のオンライン化や消防団アプリケーションなどのデジタル技術の導入・活用による事務効率化等のほか、操法大会や訓練等について様々な見直しを実施している地方公共団体もある。

操法大会については、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（令和3年8月）において、「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となっている」、「大会での行動が形式化している」といった指摘があったことを踏まえ、全国消防操法大会については、パフォーマンス的・セレモニー的な動作を審査対象としないなど、より実効性を高める見直しを行った。同報告書においては、都道府県や市町村の操法大会についても各主催者において検討を行うべきと指摘されており、各地域において災害を想定した実践的な訓練への見直しや、順位を付けない発表会形式での開催などの負担軽減を図る様々な取組が行われているところ、消防団の災害対応能力の強化、消防団員の負担軽減やそのご家族等の消防団活動への理解促進等の観点を踏まえ、地域の実情に応じた操法大会のあり方を検討していただきたい。

なお、歳末等に実施される夜間の見回りを含む活動についても、活動の趣旨を十

分踏まえつつ、消防団員の負担軽減や地域住民の理解促進等を勘案した適切な対応を検討いただきたい。

また、消防団の活性化に向けた風通しの良い組織づくりを進めるためには、消防団員同士の年代や性別を超えたコミュニケーションの促進等により、フラットに意見を出し合える雰囲気を醸成することや、消防団員への研修等を通じて団員間の意識改革を進めていくことが重要である。特に、団員間の意識改革を進めるに当たっては、ハラスメントやコンプライアンスに関する対策を講ずることについても、消防団運営はもとより、消防団のイメージの向上にとって極めて重要である。近年、消防団におけるハラスメント行為が報道されるなど、消防団におけるハラスメントに社会的関心が高まっている。このため、消防団幹部においては、「ハラスメントは許さない」という意思を明確にし、消防団内部に周知徹底することが重要である。また、消防団員間の積極的なコミュニケーションを促進し、ハラスメントに関する相談窓口を設置するなど、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。さらに、ハラスメント対策に係る研修会等を実施するなど、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるとともに、ハラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたい。

消防庁においては、団員確保など消防団の充実強化につながる取組に関する豊富な知見や経験を有する「消防団等充実強化アドバイザー」を地方公共団体に派遣する事業を実施しているところ、ハラスメント対策に係る研修会等を含め、同事業の積極的な活用を検討いただきたい。

### ③機能別団員・機能別分団制度の活用

機能別団員・機能別分団制度については、基本団員を補完する制度として、消防団員を確保し、地域防災力を維持向上する上で有効であり、機能別団員数は令和7年4月1日現在で40,195人（前年度比+7.0%）と、基本団員の数が減少する中でも年々増加している。

本制度については、平時において防災啓発や救命講習などの広報・指導活動を行う事例や、大規模災害時に参集して火災や風水害等の対応に当たる事例のほか、事業所の従業員が事業所付近で発生した救急現場で応急手当を実施する事例など、各地域で積極的に取り入れられているところである。

本制度の活用に当たっては、こうした事例を参考にしつつ、団員確保マニュアルや消防団を中心とした地域防災力の充実強化取組事例集においてもお示ししているとおり、平日日中の出動や緊急対応の人員を補う事業所機能別消防団員、災害対応の専門的な知識・経験を有する消防職員や自衛官のOB団員、山間部等において情報収集活動等を行うドローン隊、車両が通れない場所への救援物資の運送や情報収集を行うバイク隊など、基本団員を補完する制度として、地域特性等の実情に合わせた機能別団員・機能別分団制度の導入・活用を積極的に検討いただきたい。

#### ④企業・業界団体との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約7割と高まっていることを踏まえ、消防団員の確保のためには、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。このため、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日付け消防地第578号）において通知しているとおり、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたい。なお、「消防団協力事業所表示制度」については、令和7年4月1日現在、1,385市町村で導入されている。本制度を導入していない市町村にあっては、企業等との連携強化を促進するため、早急に導入していただきたい。

また、全国に拠点が存在し、地域社会と密接な関係を有するなどの郵便局の強みを活かす観点から、「日本郵便株式会社社員の消防団活動への参加促進について」（令和4年9月21日付け消防地第516号）において通知しているとおり、日本郵便株式会社と連携した郵便局員の消防団への入団促進等についても積極的に検討いただきたい。なお、消防庁では、日本郵便株式会社と連携し、市町村の協力を得て、市町村主催の郵便局員向けの消防団に関する説明会を実施していることから、郵便局員の消防団活動に対する理解を深め、入団促進を図るため、このような取組の活用も積極的に検討いただきたい。

#### ⑤大学・専門学校等との連携強化

学生消防団員数については、令和7年4月1日現在、7,568人（前年度比+6.3%）と年々増加している一方で、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めていただくとともに、学生消防団員が多い大学や専門学校等（以下「大学等」という。）を消防団協力事業所として認定することや、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施すること等が有効であると考えられるため、特に、消防団活動に理解が得られやすいと考えられる救急救命士や看護師、消防士を目指す学生が通う大学等へのアプローチを積極的に行うなど、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたい。

また、災害が激甚化・頻発化する中、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であり、学校等における防災教育の取組に消防団員等が積極的に携わることについては、消防団活動に対する理解促進を図り、将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効である。このため、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月

1日付け消防地第416号)等を踏まえ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校はもとより、幼稚園や保育園等とも連携を図りながら、消防団員等が参画した防災教育を積極的に行っていただきたい。また、こうした取組を学校と連携・協働して行う際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用により、地域を支える様々な主体が一体となって地域防災を考える有意義な機会にもなることから、地域防災力の充実強化の観点からも当該制度の積極的な活用を検討いただきたい。

## ⑥女性の更なる活躍推進

消防庁では、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、令和8年度末まで当面5%とする目標を掲げており、女性の更なる活躍推進に向けて、女性消防団員が活動しやすい環境を整えていくことは重要な課題と認識している。

女性消防団員は消防団員の全体数が減少する一方で、令和7年4月1日時点での9,478人(前年度比+3.1%)と年々増加しているが、全消防団員に占める女性の割合は4%にとどまっており、上記目標も踏まえつつ、基本団員としての活動はもとより、特定の活動のみに参加する機能別団員・分団制度の活用などにより、女性が幅広く活躍できる場を用意し、PRを徹底することにより、女性の更なる入団促進に向け積極的に取り組んでいただきたい。

なお、消防庁においては、女性の更なる活躍促進に向け、「消防団設備整備費補助金」において、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材を推進するとともに、「消防団の力向上モデル事業」において、女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組も支援しており、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を推進することとしているため、これらの事業を積極的にご活用いただきたい。

また、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要であることから、これらの整備も進めていただきたい。なお、女性用トイレや更衣室の整備については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能である。

## ⑦外国人消防団員の活用

消防活動における公権力の行使については、個々具体的な活動内容を検討して、個別に判断すべきものであるが、公務員に関する基本原則(当然の法理)を踏まえ、火災現場における情報提供の要求(消防法(昭和23年法律第186号)第25条第3項)、消防警戒区域の設定等(消防法第28条)、消火活動中の緊急措置等(消防法第29条)など、人の権利義務に直接具体的効果を及ぼす行為については公権力の行使に該当すると考えられる。

これらを踏まえ、外国人消防団員については、公権力の行使に該当しない範囲で活動することに留意が必要であるが、例えば、災害時においては、消火活動のためのホース等の資機材の運搬・撤収や市町村等が予め指定した水利の確保などの後方支援活動をはじめ、要救助者の救出・搬送や傷病者の手当、担架等の救助用資機材の用意のほか、住民への避難の呼びかけや避難誘導、安否不明者の捜索、危険個所の見回り等の警戒活動、公用道路等における土嚢設置作業といった活動に従事することが考えられる。また平時においても、消防団に関する広報活動、地域住民への防火防災に関する啓発活動や救命講習等の指導、学校等での防災教育のほか、外国人消防団員としての技能を生かし、外国人向けの通訳・翻訳業務や、消防団員や地域住民向けの外国語研修などに従事することも考えられる。

以上を踏まえ、外国人消防団員の活動内容等については地域の実情に応じて適切に対応されたい。

#### ⑧地域における多様な主体との活動連携

消防団等充実強化法第6条にも示されているとおり、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるためには、消防団は地域における多様な主体と日頃から相互に連携を図りながら活動することが極めて重要である。消防団がもつ地域密着性を活用し、消防本部だけではなく警察等の様々な機関と協力・連携して活動を行うことでより効果的な災害対応が可能になると考えられるため、連携体制の構築を図っていただきたい。

##### ア 警察との連携

警察との連携については、消防組織法第42条でも、「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない」と規定されており、令和6年能登半島地震等においても、警察と連携した行方不明者の捜索等の活動を展開するなど極めて重要であることから、事前の協力協定等の締結に加え、平時においても合同訓練の実施や合同広報活動など顔の見える関係性を築くことにより、両機関の強固な連携が図れるよう取り組んでいただきたい。

##### イ 多文化共生主管部局等との連携

「災害発生時における外国人の避難支援等について（通知）」（令和6年7月17日付け総行外第5号ほか）において通知しているとおり、消防団や自主防災組織等も外国人の避難行動等の支援に携わることが想定されることから、地方公共団体の多文化共生主管部局等と連携し、各都道府県消防学校等において、外国人避難支援等の基本的な考え方の理解を深めるためや多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人避難支援等に活用可能な支援ツールの習得などのための教育や研修を実施するなど、消防団や自主防災組織等の知識・理解を深める取組を推進していただきたい。

### (3) 自主防災組織等の活性化

地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化が不可欠である。大船渡市林野火災では、平時の防災訓練が功を奏し、避難の呼びかけや避難に支援が必要な方の事前把握・サポートなどにより地域住民のスムーズな避難につながった事例がみられた。「消防防災・震災対策現況調査」によると、令和6年度中に防災訓練を1回も行っていない自主防災組織が少なくとも3割あることから、各地方公共団体においては、自主防災組織等において、災害の際に適切に行動できるよう定期的な防災訓練の実施を働きかけていただきたい。

また、先進的な地域においては、災害対応に知見を有する防災士等多様な主体と連携した自主防災組織等の活性化につながる取組や女性の視点を反映させた取組、外国人支援の取組など、様々な活動が行われている。各地方公共団体においては、自主防災組織等の取組を把握いただくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたい。

消防庁では、自主防災組織等のリーダー育成のための教育・訓練カリキュラムや研修プログラム例、スライド形式の研修教材、「自主防災組織の手引」を作成し消防庁HPにて公表しているため、これらの教材も有効活用し、自主防災組織等の育成・活性化に取り組んでいただきたい。

なお、自主防災組織等が活動するために必要な初期消火資機材について、「緊急防災・減災事業債」等を活用しながら、引き続き整備を図っていただきたい。

### (4) 避難所運営における支援等

災害時においては、消防団は、消火・救助活動等のほか、地域の実情を踏まえ、避難所における支援物資の搬送・整理などの避難所運営の支援にも従事いただきたいおり、また自主防災組織等については、避難所運営の担い手として活動いただきたい。

「内閣府主催「避難生活支援リーダー/サポーター研修」への消防団及び自主防災組織等の積極的な参加について（協力依頼）」（令和7年1月22日付け消防地第31号）において通知しているとおり、避難所運営の基本的なスキルを習得する研修が開催されているため、消防団については、避難所運営に興味関心がある消防団員に対し、内閣府等が主催する「避難生活支援リーダー/サポーター研修」の積極的な参加を呼びかけていただくとともに、自主防災組織等については、避難所運営に役立てるため、同研修の積極的な活用を検討いただくよう働きかけを行っていただきたい。

以上